

明初の地方行政区劃、府・州・県の沿革（稿）（二）

『大明清類天文分野書』にもとづいて

鶴見尚弘

六 山東等処承宣布政使司

○元、中書省、山東の地を統む。○山東東西道宣慰司を置き、益都に治す。
○山東東西道肅政廉訪司を置き、濟南に治す。
○洪武元年四月、山東行中書省を置き、益都に治す。○九月、北平府、山東行中書省に隸す。○洪武二年三月、北平行省を置き、北平府などの府・州・県、旧に復す。○洪武九年、治を濟南に移す。○六月、山東等処行中書省を改めて、山東等処承宣布政使司となす。

(1) 濟南府（元、濟南路、山東東西道肅政廉訪司に属す。二州〔棣
（属県）厭次・商河・陽信・無棣〕・浜（属県）渤海・利津・霑
化〕・四県〔歷城・章丘・鄒平・濟陽〕を領す）

○洪武元年、濟南路を改めて濟南府となす。○同年、般陽路を淄川州に改めて県を省く。○同年、泰安州、河間府属の齊東県、濟南府に属す。
○洪武二年、棣州を改めて樂安州となす。○洪武二年七月、淄川州を廢して淄川県となし、濟南府に隸す。○同月、長山・新城、泰安州の属県長清県、德州の属県齊河県、濟寧府の属県肥城県、ともに濟南府に隸す。
○洪武初め、河間府属の臨邑、濟南府に改属す。○樂安州を廢す。○洪武四年、禹城県を濟南府に改属す。○洪武五年、沂州、濟南府に改隸す。
○洪武六年七月、樂安州をおく。○洪武七年七月、德州、濟南府に隸す。○同年十二月、沂州、青州府に属す。○同月、新城県を革めてその地を長

山・高苑二県に入る。○洪武九年六月、行中書省を改めて承宣布政使司を設け、これに隸す。○新城県を復置す。○洪武十三年十一月、青城・陵二県を濟南府に置く。

領州四

樂安州（商河・陽信・樂陵・海豊） 滨州（利津・霑化・蒲台）

德州（平原・德平） 泰安州（新泰・萊蕪）

領県一五

歷城郭倚 章丘 濟陽

鄒平 ○洪武二年、青城県を割して鄒平・齊東二県に省入す。○洪武十二年、鄒平県の会仙・齊東二郷を割して齊東県に属す。○洪武十七年、青城郷を割して青城県に属す。

淄川元般陽路に属す。倚郭 ○洪武元年、路を淄川州に改め、県を省いてこれに入る。○淄川州を改めて淄州となす。○洪武二年七月、州を廢して淄川県となし、濟南府に隸す。

長山元般陽路に属す ○洪武二年七月、濟南府に隸す。

新城元般陽路に属す ○洪武二年七月、濟南府に隸す。○洪武七年十二月、新城県を革めて、その地を長山・高苑二県に入る。○新城県を復置す。

齊河元德州に属す ○洪武二年七月、德州の齊河県、濟南府に隸す。

長清^(元)州に属す。○洪武二年七月、泰安州の長清県、濟南府に隸す。

齊東^(元)路に属す。○洪武元年、濟南路を改めて府となし、県を以てこれに隸せしむ。○洪武十二年、鄒平県の齊東・会仙二郷を割して

来属せしむ。

臨邑^(元)路に属す。○本朝、なお県となし、濟南府に改属す。

青城^(元)路に属す。○洪武元年、帰附す。○洪武二年、地百里に満たざるを以て、鄒平・齊東二県に省入す。○洪武十三年十一月、復置

す。○洪武十七年、鄒平県の青城郷を割して青城県に属せしむ。

陵^(元)德州に属す。○洪武七年、安德県を德州に省入す。○洪武十三年十

一月、旧の安德の地に県を立て、陵県という。

肥城^(元)府に属す。○洪武二年七月、濟寧県の肥城県、濟南府に隸す。

禹城^(元)府に属す。○洪武四年、濟南府に改属す。

(A) 樂安州^(元)、棣州、濟南路に属す。県四〔厭次・商河・陽信・無棣を領す〕

○洪武元年、厭次を省いて棣州に入る。○洪武二年、治を富平鎮に徙す。○同年、棣州を改めて樂安州となす。○同七月、樂陵県を樂安州に改属す。○樂安州を廢す。○洪武六年七月、山東に樂安州を置く。

所屬の地、南を析して海豊県となし、浜州に隸す。北を析して慶雲県となし、滄州に隸す。○のち、海豊県、本州に来属す。

領県四

商河 陽信

樂陵^(元)滄州に属す。○洪武二年七月、滄州の樂陵を割して棣州に改属

す。

海豊^(元)縣、無棣^(元)縣。○洪武六年七月、樂安州所屬の地、南を析して海豊県をおき、浜州に隸す。○洪武八年、本州に来属す。

(B) 浜州^(元)、濱州、濟南路に属す。県三〔渤海・利津・霑化を領す〕

○洪武元年、渤海を省いて州に入らしむ。○洪武二年七月、淄川州の蒲台県、浜州に隸す。○洪武六年七月、海豊県、浜州に隸す。○のち、樂安州に改属す。

領県三〔旧県二、新県一〕

利津 霑化

蒲台^(元)路に属す。○洪武二年七月、淄川州の蒲台県、浜州に隸す。

(C) 德州^(元)、德州・陵州・德州は中書省に直隸し、県五〔安德・平原・齊河・清平・德平〕を領す。陵州は河間路に隸す。

○洪武元年十二月、陵州を降して陵県となし、濟寧府に隸す。○洪武元年、清平県、恩州に改属す。○洪武二年七月、濟寧府の陵県、德州に隸す。○同月、德州の齊河県、濟南府に隸す。○洪武七年七月、陵県を廢し、德州治をここに移し、德州、濟南府に隸す。安德県を廢す。

領県二〔旧県二〕

平原 德平

(D) 泰安州^(元)、泰安州、中書省に直隸す。県四〔奉符・長清・萊蕪・新泰〕を領す。

○洪武元年、奉符県を省入し、長清・新泰・萊蕪県を本州に隸せしめ

濟南府に属す。^(三〇)○洪武二年七月、泰安州の長清県を濟南府に隸せしむ。^(三〇)

領県二(旧県二)

萊蕪 新泰

(2) 青州府(元、益都路、山東東西道宣慰司に属す。州八(濰(北

海・昌邑・昌樂)・膠(膠西・即墨・高密)・密(諸城・安丘)

莒(莒・沂水・日照・蒙陰)・沂(臨沂・費)・滕(滕・鄒)・

嶧・博興)・県六(益都・臨淄・臨朐・高苑・樂安・壽光)を領す。^(三〇)

○洪武元年、益都路を改めて青州府となし、山東行中書省に属す。^(三〇)○洪武元年、臨沂を省いて沂州に入る。沂州、はじめ京師に直隸す。すでにして濟寧府に隸す。^(三〇)○同年、北海を省いて濰州に入れ、青州府に属す。^(三〇)

○洪武二年七月、莒州の蒙陰県、密州の安丘・諸城二県、ともに青州府に隸す。^(三〇)○滕州の鄒県を交州に隸す。滕州を改めて県となし、濟寧府に隸せしむ。^(三〇)○同年、膠西・莒県を併せて莒州に入る。密州を併せて諸城

に入る。博興州を降して博興県となす。嶧州を改めて県となし、濟寧府に属す。^(三〇)○洪武七年十二月、沂州および郯城・費県をもって青州府に属せしむ。^(三〇)○洪武九年五月、青州府の昌邑・即墨・高密三県を以て萊州府を補う。^(三〇)○洪武九年、膠・濰二州を割して萊州府に属せしめ、昌樂県

、濰州より青州府に改属す。^(三〇)○洪武九年六月、行中書省を改めて承宣布政使司を設け、これに隸す。^(三〇)

領州二

莒州(沂水・日照) 沂州(郯城・費)

領県十一(旧県六・新県五)

益都附郭 臨淄 臨朐 高苑 壽光 樂安

博興州旧

○洪武二年、州を降して県となす。^(三〇)

昌樂(元、濰州) 昌樂(元、濰州) 昌樂(元、濰州) 昌樂(元、濰州) 昌樂(元、濰州)

○洪武九年、青州府に改属す。^(三〇)

○洪武九年、青州府に改属す。^(三〇)

○洪武九年、青州府に改属す。^(三〇)

○洪武九年、青州府に改属す。^(三〇)

○洪武九年、青州府に改属す。^(三〇)

○洪武九年、青州府に改属す。^(三〇)

蒙陰(元、莒州) 蒙陰(元、莒州) 蒙陰(元、莒州) 蒙陰(元、莒州) 蒙陰(元、莒州)

○洪武二年七月、青州府に隸す。^(三〇)

安丘(元、密州) 安丘(元、密州) 安丘(元、密州) 安丘(元、密州) 安丘(元、密州)

○洪武二年七月、青州府に隸す。^(三〇)

諸城(元、密州) 諸城(元、密州) 諸城(元、密州) 諸城(元、密州) 諸城(元、密州)

○洪武二年七月、青州府に隸す。^(三〇)

○洪武二年七月、青州府に隸す。^(三〇)

○洪武二年七月、青州府に隸す。^(三〇)

○洪武二年七月、青州府に隸す。^(三〇)

○洪武二年七月、青州府に隸す。^(三〇)

○洪武二年七月、青州府に隸す。^(三〇)

○洪武二年七月、青州府に隸す。^(三〇)

○洪武二年七月、青州府に隸す。^(三〇)

○洪武二年七月、青州府に隸す。^(三〇)

○洪武二年七月、青州府に隸す。^(三〇)

○洪武二年七月、青州府に隸す。^(三〇)

○洪武二年七月、青州府に隸す。^(三〇)

○洪武二年七月、青州府に隸す。^(三〇)

○洪武二年七月、青州府に隸す。^(三〇)

○洪武二年七月、青州府に隸す。^(三〇)

○洪武二年七月、青州府に隸す。^(三〇)

○洪武二年七月、青州府に隸す。^(三〇)

○洪武二年七月、青州府に隸す。^(三〇)

○洪武二年七月、青州府に隸す。^(三〇)

○洪武二年七月、青州府に隸す。^(三〇)

○洪武二年七月、青州府に隸す。^(三〇)

○洪武二年七月、青州府に隸す。^(三〇)

○洪武二年七月、青州府に隸す。^(三〇)

○洪武二年七月、青州府に隸す。^(三〇)

○洪武二年七月、青州府に隸す。^(三〇)

○洪武二年七月、青州府に隸す。^(三〇)

州府の昌邑・膠州ならびに属県即墨・高密・濰州をもって萊州府を補う。
○同月、登州を陞して府となし、萊陽・招遠、寧海州ならびに属県文登を割して登州府に属せしむ。
○同年、萊州を陞して府となす。
○洪武九年六月、行中書省を改めて承宣布政使司を設け、これに隸す。
○洪武十年五月、即墨県を膠州に隸す。濰州を改めて濰県となし、昌邑を以て之に併入せしむ。

領州一

膠州 (高密)

領県四 (旧県二、新県二)

掖 膠水

濰 (元、益都路に属す。県二) ○洪武元年、北海を濰州に省入す。○洪武九年五月、濰州ならびに昌邑を萊州府に改属す。○洪武十年五月、濰州を改めて濰県となし、昌邑を以て之に併入す。

即墨 (元、膠州に属す) ○洪武九年五月、萊州府に改属す。

(A) 膠州 (元、膠州、益都路に属す。県三〔膠西・即墨・高密〕を領す)

○洪武二年、膠西・莒県を併せて莒州に入る。○洪武九年五月、膠州ならびに即墨・高密を萊州府に改属し、高密を属県とする。

領県一 (旧県)

(4) 登州府 (元、登州、般陽路に属す。県四〔蓬萊・黄・福山・棲霞〕を領す)

○洪武元年、登・寧海二州、萊州府に属す。○同年、蓬萊県を省いて州に入れ、萊州府に統隸す。○洪武六年、登州ならびに属県棲霞・黄・福

山三県を割し、山東行省に直隸す。○洪武九年五月、登州を改めて府となす。蓬萊県を置く。萊州府の文登・招遠・萊陽三県を割して登州に入る。○同年、寧海州、登州府に改属す。○洪武九年六月、行中書省を改めて承宣布政使司を設け、これに隸す。

領州一

寧海州 (文登)

領県六 (旧県四・新県二)

蓬萊 黄 棲霞 福山

招遠 (旧、萊州に属す) ○洪武元年、萊州府に属す。○洪武九年、登州府に改属す。

萊陽 (旧、萊州に属す) ○洪武元年、萊州府に属す。○洪武九年、登州府に改属す。

(A) 寧海州 (旧、寧海州、中書省に直隸す。県二〔牟平・文登〕を領す)

○洪武元年、萊州府に属す。○洪武初め、牟平県を省いて寧海州に併入す。○洪武九年、登州府に改属す。

領県一 (旧県)

文登

(5) 東昌府 (元、東昌路、燕南河北道肅政廉訪司に属す。県六〔聊城・堂邑・莘・博平・茌平・丘〕を領す)

○洪武元年、東昌路を改めて東昌府となす。高唐・濮二州を領す。○同年、博平、東昌府に属す。○洪武二年七月、濮州の臨清・館陶二県ともに隸す。○同年、冠州を改めて冠県となし、東昌府に隸す。○同年、清平県、東昌府に改属す。○洪武七年八月、東昌府堂邑県の中厚等の郷を

分かれて臨清県に属す。^(三) ○洪武九年六月、行中書省を改めて承宣布政使司を設け、これに隸す。^(三)

領州二

高唐州（武城・夏津・恩） 濮州（朝城・觀城・范）

領県一〇（旧六・新四）

堂邑 聊城 茌平 丘 莘 博平^(三)

清平^(元、德州) 属す。^(三) ○洪武元年、恩州に属す。^(三) ○洪武二年七月、高唐州に

属す。^(三) ○同年、東昌府に改属す。^(三)

館陶^(元、濮州) 属す。^(三) ○洪武二年七月、東昌府に隸す。^(三)

冠^(旧州、中書省に隸す) 洪武二年、冠州を改めて冠県となし、東昌府に隸す。^(三)

臨清^(元、濮州) 属す。^(三) ○洪武二年七月、東昌府に隸す。^(三)

(A) 高唐州（元、高唐州、中書省に直隸す。県三〔高唐・夏津・武城〕を領す。^(三)

○洪武元年、東昌府に隸す。^(三) ○国初、高唐県を省いて州に入る。^(三) ○洪武二年七月、恩州の清平県を割して高唐州に隸す。^(三) ○洪武二年、恩州を降して県となし、東昌府高唐州に属す。^(三) ○洪武七年、治を県の東、四十里の許官店に移す。^(三)

領県三（旧県二、新県一）

武城 夏津

恩^(旧州、中書省に隸す) 州を降して県となし、高唐州に属す。^(三) ○洪武二年、恩

(B) 濮州（元、濮州、中書省に直隸す。県六〔鄆城・朝城・館陶・臨清・觀城・范〕を領す。^(三)

○洪武元年、東昌府に隸す。^(三) ○洪武二年七月、濮州の臨清・館陶二県

東昌府に隸す。^(三) ○洪武二年、鄆城県を濮州に省入す。^(三)

領県三（旧県三）

朝城 觀城 范

(6) 濟寧府（元、濟寧路、燕南河北道肅政廉訪司に隸す。州三〔濟

属県一任城・魚台・沛〕・兗〔属県一磁陽・曲阜・泗水・寧陽〕・單〔属県一單父・嘉祥〕・県七〔鉅野・鄆城・肥城・金郷・碭山・虞城・豐〕を領す。^(三)

○吳元年、沛・碭山・豐三県を徐州に隸す。^(三) ○洪武元年、濟寧路を改めて濟寧府となし、任城に治す。^(三) ○同年、東平路を改めて東平府となす。^(三)

○同年、魚台県、徐州に属す。^(三) ○同年、單父県を單州に省入す。^(三) ○同年、

水患するを以って曹州治を安陵鎮に移し、曹州属の濟陰・定陶・楚丘三県を省いて曹州に入る。^(三) ○本朝、濟州を任城県に併入す。^(三) ○洪武初め、

磁陽県を兗州に省入す。^(三) ○洪武二年正月、濟寧府属の虞城県を以って歸德州に隸す。^(三)

○洪武二年七月、肥城県を濟南府に隸す。^(三) ○同月、滕州・徐州の魚台県を濟寧府に、滕州の鄆県を兗州に隸す。^(三)

○同月、滕州・單州を改めて、ともに県となし、濟寧府に隸す。^(三) ○同年、嶧州を改めて

県となし、濟寧府に隸す。^(三) ○同年、嘉祥県を濟寧府に隸す。^(三) ○同年、曹

州、水患するを以って、州治を盤石鎮に移す。^(三) ○洪武四年、曹州を改めて、曹県となし、濟寧府に属す。^(三)

○同年、曹州の属県、成武県を濟寧府に属す。^(三)

禹城県を濟南府に改属す。^(三) ○同年、定陶県を復置し、濟寧府に属す。^(三)

○洪武七年十一月、東平府を改めて承宣布政使司を設け、これに隸す。^(三) ○洪武九年六月、行中書省を改めて承宣布政使司を設け、これに隸す。^(三)

○洪武十年五月、定陶県を城武県に併す。^(三) ○洪武十三年十一月、濟寧府に定陶県を復置す。^(三)

領州二

兗州（曲阜・泗水・寧陽・鄆）

東平州（汶上・壽張・東阿・平陰・陽穀）

領県十二（旧県三・新県九）

鉅野郭 鄆城 金鄉

單元、單州、果二 〇洪武元年、單父縣を單州に併入す。〇洪武二年七月、單州を改めて果となし、濟寧府に隸す。〇洪武二年、嘉祥縣を濟寧府に隸す。

嘉祥元、單州 〇洪武二年、濟寧縣に隸す。

曹元、曹州、中書省に隸す。果五 〇洪武元年、水患するを以て曹州治を安陵鎮に移す。濟陰・定陶・楚丘三縣を省いて曹州に入る。

〇洪武二年、また水患するを以て州治を盤石鎮に移す。〇洪武四年、曹州を改めて曹縣となし、濟寧府に隸す。〇同年、禹城縣を濟南府へ改屬す。

成武元、曹州 〇洪武四年、濟寧府に隸す。〇洪武十年五月、定陶縣を併す。〇洪武十三年十一月、定陶縣を復置す。

定陶元、曹州 〇洪武元年、曹州に省入す。〇洪武四年、定陶縣を復置し濟寧府に隸す。〇洪武十年五月、定陶縣を城武縣に入る。〇洪武十三年十一月、定陶縣を置く。

任城元、濟州 〇洪武元年、濟寧路を改めて府となし、任城に治す。

魚台元、濟州 〇洪武元年、徐州に隸す。〇洪武二年七月、徐州の魚台縣、濟寧に隸す。

滕元、滕州、益都路に隸す。 〇洪武二年七月、滕州を改めて果となし、濟寧府に隸す。

嶧元、嶧州、益都路に隸す。 〇洪武二年、嶧州を改めて果となし、濟寧府に隸す。

(A) 兗州元、兗州、濟寧路に隸す。果四 〇洪武初め、嶧陽縣を兗州に省入す。〇洪武二年七月、鄒縣を兗州に改隸す。

領果四旧果三・新果一 〇洪武二年七月、鄒縣を兗州に改隸す。

曲阜 泗水 寧陽

鄒元、滕州 〇洪武二年七月、鄒縣を兗州に改隸す。

(B) 東平州元、東平路、燕南河北道肅政廉訪司に隸す。果六 〇洪武三年壽張縣を須城・陽穀兩縣に省入す。〇洪武七年十一月、東平府を改めて東平州となし、濟寧府に隸す。〇洪武八年、須城縣を東平州に省入す。〇洪武十三年十一月、壽張縣を復置す。

領果五旧果五 〇洪武三年、須城・陽穀に省入す。〇洪武十三年十一月、復置す。

汶上 東阿 平陰 陽穀 壽張 〇洪武三年、須城・陽穀に省入す。〇洪武十三年十一月、復置す。

(註)

(一) 「元一統志」卷一 中書省統、「元史」卷五十八 志。

(二) 「元史」卷五十八 志、明一統志 卷二十二 地理一。

(三) 同右。

(四) 「太祖實錄」卷三十一。

- (五) 嘉靖「山東通志」卷二。沿革。
- (六) 「太祖実録」卷三。十五。同右書卷四。
- (七) 註(五)に同じ。
- (八) 「太祖実録」卷一。百六。地理一。
- (九) 「元史」卷五十八。志。
- (一〇) 「康」齊東縣志「職方、康」海豐縣志「沿革」。卷一。なお、「明史」卷四十一。志十。東は、改府の年を興元年とする。
- (一一) 「寶宇通志」卷七十三。濟南府。
- (一二) 泰安州については、弘治「泰安州志」卷一、嘉靖「山東通志」卷二、康熙「泰安州志」卷一、輿地志。齊東縣については、康熙「齊東縣志」卷一、職方紀。沿革。
- (一三) 樂安州の改名については、地方志は諸説にわかれる。道光「商河縣志」卷一、輿地志。按ずるに、洪武二年棣州を改めて樂安州と為すとするが、萬曆「武定州志」卷一、地、崇禎「商河縣志」卷一、輿地志。洪武六年とする。その理由として武定州志は、棣字諱を犯すを以て、名を改めたとする。しかし、洪武帝の名諱は元璋、字は国瑞であるから、この説は成立しない。さらに康熙「海豐縣志」卷一、表、乾隆「樂陵縣志」卷一、輿地、乾隆「陽信縣志」卷一、輿地、清初の地方志は棣が永樂帝の名諱であるところから、永樂元年、成祖の諱を避けるを以て、(樂陵志)名を改めたとする。しかし「太祖実録」卷四、洪武二年七月の条に樂安州の名がみえるから、後二者の説は、後になってからつけ加えられたものであって、道光「商河縣志」の説が正しいものと考えられる。
- (一四) 「寶宇通志」卷七十一、「明史」卷四十一。志十七。地理二。山東。
- (一五) 「太祖実録」卷四。十三。
- (一六) 同右。

- (一七) 同右。
- (一八) 「太祖実録」卷四。十三。
- (一九) 同右。
- (二〇) 同右。
- (二一) 「分野書」卷八。濟南府。
- (二二) 「明史」卷四十一。志十七。に「洪武初め、州県俱に廢す」とある。咸豐「武定州志」卷二には「洪武初め棣州を廢し、六年復置す」とある。
- (二三) 註(二四)参照。
- (二四) 「分野書」卷一〇、萬曆「沂州志」卷一、萬曆「兗州府志」卷一、康熙「郟城縣志」第一卷。輿地志。沿革。
- (二五) 「太祖実録」卷八。明史「卷四十一。志十七の条に「六年六月、また州を置き、樂安と改名す」とあって、明史は洪武六年六月改名を主張する。註(二四)参照。
- (二六) 乾隆「德州志」卷一、同卷。沿革。辨誤、王「續文獻通考」卷二百二十五。隆「太祖実録」卷九。十五。
- (二七) 同右。
- (二八) 註(二九)に同じ。
- (二九) 「明史」卷四十一。志十七。嘉靖「山東通志」卷二、康熙「新城縣志」卷一、方、民「新城縣志」卷一、沿革。等は、洪武(または明)初め、般陽府に属す。十二年濟南府に改属す」とある。この史料は新城縣が洪武十二年に初めて般陽府から濟南府に改属になったごとくに記されていて俄かに信じ難いが、洪武十二年は新城縣復置の年代を指しているのかもしれない。
- (三〇) 「太祖実録」卷一百。寶宇通志「卷七十一、萬曆「青城縣志」卷一、嘉靖「山東通志」卷二、何れも洪武十四年とする。
- (三一) 「分野書」卷八。濟南府。よれば、領州五であるが、沂州は洪武七年十二月に青州府属となっているから實際は領州四となる。また「分野書」卷八。濟南府。よれば、領

県十五とあり、禹城県が数えられている。禹城県の設置については、註(二四)参照。

(三三) 万「青城県志」卷一、嘉「山東通志」卷二、建「沿革」置沿革上。

(三四) 靖「山東通志」卷二、建「沿革」置沿革上、熙「齊東縣志」卷一、紀「沿革」順「鄒平縣志」卷一、方域。

(三五) 靖「山東通志」卷二、建「沿革」置沿革上、順「鄒平縣志」卷一、道「鄒平縣志」卷二、方域。

(三六) 「元史」卷五十八、志「分野書」卷八、方域、光「鄒平縣志」考、沿革。

(三七) 「寰宇通志」卷七十一、地理、志十七、是「吳元年、路を改めて淄川州となし、県をお附郭たり」とある。一方、万「淄川縣志」卷一、熙「淄川縣志」卷一、乾「淄川縣志」卷一、洪「武」九年、般陽府淄川州に改属す。

……改めて淄州となし、濟南府に属す。長山・蒲台・新城・淄川をこれに附す。十年(康熙・乾隆志は十二年)また蒲台を割し、浜州に属す。長山・新城は濟南府に属す。淄川を改めて淄川縣となし、なお濟南府に属す」とある(嘉「山東通志」卷二、建「沿革」置沿革上、熙「齊東縣志」卷一、紀「沿革」順「鄒平縣志」卷一、方域。

……改めて淄州となし、濟南府に属す。長山・蒲台・新城・淄川をこれに附す。十年(康熙・乾隆志は十二年)また蒲台を割し、浜州に属す。長山・新城は濟南府に属す。淄川を改めて淄川縣となし、なお濟南府に属す」とある(嘉「山東通志」卷二、建「沿革」置沿革上、熙「齊東縣志」卷一、紀「沿革」順「鄒平縣志」卷一、方域。

……改めて淄州となし、濟南府に属す。長山・蒲台・新城・淄川をこれに附す。十年(康熙・乾隆志は十二年)また蒲台を割し、浜州に属す。長山・新城は濟南府に属す。淄川を改めて淄川縣となし、なお濟南府に属す」とある(嘉「山東通志」卷二、建「沿革」置沿革上、熙「齊東縣志」卷一、紀「沿革」順「鄒平縣志」卷一、方域。

……改めて淄州となし、濟南府に属す。長山・蒲台・新城・淄川をこれに附す。十年(康熙・乾隆志は十二年)また蒲台を割し、浜州に属す。長山・新城は濟南府に属す。淄川を改めて淄川縣となし、なお濟南府に属す」とある(嘉「山東通志」卷二、建「沿革」置沿革上、熙「齊東縣志」卷一、紀「沿革」順「鄒平縣志」卷一、方域。

……改めて淄州となし、濟南府に属す。長山・蒲台・新城・淄川をこれに附す。十年(康熙・乾隆志は十二年)また蒲台を割し、浜州に属す。長山・新城は濟南府に属す。淄川を改めて淄川縣となし、なお濟南府に属す」とある(嘉「山東通志」卷二、建「沿革」置沿革上、熙「齊東縣志」卷一、紀「沿革」順「鄒平縣志」卷一、方域。

……改めて淄州となし、濟南府に属す。長山・蒲台・新城・淄川をこれに附す。十年(康熙・乾隆志は十二年)また蒲台を割し、浜州に属す。長山・新城は濟南府に属す。淄川を改めて淄川縣となし、なお濟南府に属す」とある(嘉「山東通志」卷二、建「沿革」置沿革上、熙「齊東縣志」卷一、紀「沿革」順「鄒平縣志」卷一、方域。

……改めて淄州となし、濟南府に属す。長山・蒲台・新城・淄川をこれに附す。十年(康熙・乾隆志は十二年)また蒲台を割し、浜州に属す。長山・新城は濟南府に属す。淄川を改めて淄川縣となし、なお濟南府に属す」とある(嘉「山東通志」卷二、建「沿革」置沿革上、熙「齊東縣志」卷一、紀「沿革」順「鄒平縣志」卷一、方域。

正しいと考えられる。

(三八) 万曆・康熙・乾隆淄川縣志。前註参照。

(三九) 註(二五)に同じ。

(四〇) 註(二六)に同じ。

(四一) 註(二七)に同じ。

(四二) 註(二八)に同じ。但し、嘉「山東通志」卷二、建「沿革」置沿革上、洪「武」初め、般陽府に属す。九年、淄川州に属す。十二年、州廢せられ、濟南府に改属す」とあるが、この説はとらない。

(四三) 註(二九)に同じ。

(四四) 註(三〇)に同じ。但し、嘉「山東通志」卷二、建「沿革」置沿革上、熙「新城縣志」卷一、方域には、「洪武初め般陽府に属す。十二年、濟南府に改属す」とあるが、この説はとらない。

(四五) 「太祖実録」卷九。「分野書」には、「本朝、般陽路を革めて濟南府に改属す」とあるだけで、新城縣の改廢については何ものもない。

(四六) 註(三一)に同じ。

(四七) 註(三二)に同じ。但し、「分野書」卷八の条に「旧、齊河、濟寧府に属す」とあるが、同卷濟南府の条には「元、至元二年德州に改隸す。本朝(明)なお県となし、濟南府に属す」とある。

(四八) 註(三三)に同じ。

(四九) 註(三四)に同じ。

(五〇) 註(三五)に同じ。

(五一) 註(三六)に同じ。但し、濟南府の改府の年については註(二)参照。

(五二) 註(三七)に同じ。

(五五) 註(三)に同じ。

(五六) 註(三六)に同じ。

(五七) 万「青城県志」沿革。河間路から濟南府への改属は帰附の年であろうか。

(五八) 註(三三)に同じ。

(五九) 註(三二)に同じ。

(六〇) 註(三三)に同じ。

(六一) 「分野書」卷八 濟南府では、元の陵州が明の陵県になったとする。しかし、康熙「德州志」卷一「封域志」乾「德州志」卷一「沿革」辨誤、道「陵県志」卷一「沿革表」などによれば、今の德州は、昔の所謂將陵県なり、所謂陵州なり。今の陵県は、昔の所謂德州なり、所謂安德県なり」とある。これに従う。

(六二) 同右。「明史」卷四十一 志十七は安德県の省入を洪武元年とする。

(六三) 註(三三)に同じ。

(六四) 註(三六)に同じ。

(六五) 註(三〇)に同じ。

(六六) 註(三四)に同じ。

(六七) 「元史」卷五十八 志、「分野書」卷八。なお「分野書」には無棣県について「半はは滄州に属し、並はは棣州に属す」とある。

(六八) 万「武定州志」卷一 地、嘉「山東通志」卷二 建、「分野書」卷八の条に、理志総 靖「山東通志」置沿革上「分野書」卷八の条に、

「樂陵旧縣」とある。

(六九) 嘉「山東通志」卷二 建、乾「樂陵県志」卷一 輿地。

(七〇) 道「商河県志」卷一 輿。註(四)参照。王「続文献通考」卷二百二十五は洪武四年とする。

(七一) 註(六)に同じ。乾「樂陵県志」卷一 輿地。

(七二) 「明史」卷四十一 志一七に、洪武初め、州県俱に廢す」とあり、咸「武定府

志」卷二には、「洪武初め、棣州を廢し、六年復置す」とある。

(七三) 「太祖実録」卷八。「寧宇通志」卷七十一は、海豊県の設置を洪武八年とする。

なお、「分野書」・地方志等による海豊県の浜州への所属は確認できない。

(七四) 「太祖実録」卷八。

(七五) 「明史」卷四十一 志十七。

(七六) 「分野書」卷八。

(七七) 「元志」卷五十八 志、乾「樂陵県志」卷一 輿地上。なお「分野書」には「樂陵旧縣」とある。

(七八) 註(七)に同じ。なお、嘉「山東通志」卷二 建に「洪武元年、棣州に改属す」とあるが、「明史」卷四十一 志十七には、「洪武元年、濟寧府に改属す……二年七月来属す」とある。

(七九) 註(七)に同じ。

(八〇) 註(七三)に同じ。

(八一) 王「続文献通考」卷二百二十五。

(八二) 「分野書」卷八の条に、「浜州、旧濟寧路に属す」とあるが、建置沿革の条では、

「元、濟南路に隸す」とある。

(八三) 「元史」卷五十八 志、「分野書」卷八。

(八四) 万「浜州志」卷一 建。

(八五) 「太祖実録」卷四、乾「蒲台县志」卷一。

(八六) 註(七三)に同じ。

(八七) 註(七五)に同じ。

(八八) 「分野書」卷八。

(八九) 註(八三)に同じ。

(九〇) 註(八五)に同じ。

(九一) この条、検討をさらに必要とする。註(六)参照。

(九二) 「元史」卷五十八志。

(九三) 乾「德州志」卷一。地理一。

(九四) 隆「德州志」代沿革。

(九五) 「明史」卷四十一志十七。

(九六) 註(二)に同じ。

(九七) 同右。

(九八) 註(二)に同じ。

(九九) 同右。

(一〇〇) 「分野書」卷八。

(一〇一) 「元史」卷五十八志。

(一〇二) 弘「泰安州志」卷一。地理一。

(一〇三) 「太祖実録」卷四。弘「泰安州志」卷一。建「洪武三年、嘉「山東通志」卷三。

(一〇四) は洪武元年とする。

(一〇五) 「分野書」卷八。

(一〇六) 萊蕪県の統属関係の移動について、「分野書」卷八。

(一〇七) は全く触れていないが、靖「山東通志」卷二。建「洪武元年、濟南府に直隸。

(一〇八) す。三年泰安州に改属す」とある。なお「明史」卷四十二志十七も「洪武初。

(一〇九) め濟南府に属す。二年よりて来属す」とある。

(一一〇) 「分野書」卷八。青州府の昌樂県の条に、「元、至元二年、北海県に併入す」とある。

(一一一) また「元史」卷五十八志。地理一にも、濰州の属県として北海・昌邑兩県を記すのみ。

(一一二) である(註(一〇)参照)。しかし、万「濰県志」卷一。建「至元三年、昌樂を廢して。

(一一三) 鎮となし、巡検使を設けて北海県に隸す。至正丙申(一六六年)、昌樂を復置し、属。

(一一四) 邑と為す」とあり、(但し、乾「濰県志」卷一は、この点に触れていない)、「寶。

字通志」卷七十五の条にも、昌樂県……元初、北海県に省入し、のち復置して。濰州に属す、「明史」卷四十一志十七にも「昌樂……元、濰州に属す。尋いで省く。のち復置し、なお濰州に属す」とあるから、昌樂は元末に復置されたものと思われる。

(一一五) 「元史」卷五十八志。

(一一六) 嘉「青州府志」卷一。建「嘉「山東通志」卷三。建。

(一一七) 万「沂州志」卷一。なお、臨沂県の省入について、「寶字通志」卷七十三に「元末、臨。

(一一八) 沂県を省いて州に入れ、益都路に属す」とあり、また嘉「青州府志」卷一。建、嘉。

(一一九) 「山東通志」卷三。建「洪武二年、臨沂等の県を割して濟寧府に属す」とある。

(一二〇) 靖「山西通志」卷之三。建、万「萊州府志」卷一。沿革封建。

(一二一) 註(二)に同じ。

(一二二) 同右。嘉「山西通志」卷之二。建。

(一二三) 註(二)に同じ。

(一二四) 同右。万「安丘県志」卷一下に、「(洪武)二年、密州を省いて安丘を以て(青。

(一二五) 州)府に属す」とある。

(一二六) 註(二)に同じ。

(一二七) 「分野書」卷一〇。嘉「山西通志」卷之二。建。

(一二八) 「太祖実録」卷九。但し、この改属については、上記の史料以外には「明史」。

(一二九) 卷四十一志十七のみ触れているが、「分野書」・「寶字通志」・地方志などでは。

(一三〇) 全く記されておらず、「実録」の記述の通り改属が行われたか否かについては。

(一三一) さらに吟味を必要とする。

(一三二) 「太祖実録」卷一。

(一三三) 嘉「青州府志」卷一。建。

(一三四) 靖「寶字通志」卷七十五。

(二二) 註(九)に同じ。

(二三) 「分野書」 卷八 青州府 は「支郡」(莒州)となっているが、「太祖実録」 卷九によれば、沂州が本府に改属になっているので領州二となる。

(二四) 註(一〇六)に同じ。

(二五) 註(一三〇)に同じ。

(二六) 「分野書」 卷一〇、蒙陰縣 「元史」 卷五十八 志。

(二七) 註(一〇六)に同じ。

(二八) 「分野書」 卷一〇、安丘縣 「元史」 卷五十八 志。

(二九) 註(一〇六)に同じ。

(三〇) 「分野書」 卷一〇、諸城縣 「元史」 卷五十八 志。

(三一) 註(一〇六)に同じ。

(三二) 「分野書」 卷一〇の条では、旧、益都路に属し県を領すること三〔沂水・日照・莒〕とあるが、同卷蒙陰縣の条には「元：延祐四年、また蒙陰縣を置き、莒州に属す」とある。「元史」 卷五十八 志。

(三三) 「分野書」 卷一〇、蒙宇通志 卷七十三、明史 卷四十一 志一七。

(三四) 註(一〇六)に同じ。

(三五) 「分野書」 卷一〇、乾隆 莒州志 卷三 封建。

(三六) 「元史」 卷五十八 志、分野書 沂州 卷一〇。

(三七) 註(一〇六)に同じ。康熙 郯城縣志 第一卷 輿。

(三八) 万 兗州府志 卷一、康熙 郯城縣志 第一卷 輿。郯城縣の設置について、「寶宇通志」 卷七十三では「元末、臨沂を省いて沂州に入る。また臨沂東四郷を割して、また郯城縣をおく」とある。

(三九) 註(三九)・(三八)に同じ。

(四〇) 註(一七)に同じ。万 沂州志 卷一、康熙 沂州志 卷一 建置志 乾隆 沂州府志

卷一、康熙 費縣志 卷一 地理、康熙 郯城縣志 第一卷 輿などの地方志は、この改属について全く触れていない。

(四一) 「分野書」 沂州 卷一。

(四二) 「元史」 卷五十八 志、分野書 卷八。

(四三) 「分野書」 卷八、万 萊州府志 卷一 沿革、乾隆 萊州府志 卷一、寶宇通

志 卷七十六。

(四四) 万 萊州府志 卷一 沿革封建。万 即墨縣志 卷二 地は改府を九年とする。

(四五) 「明史」 卷四十一 志一七。万 萊州府志・「寶宇通志」・「分野書」はこの

降州には触れていない。たゞ「分野書」 萊州府 は「洪武九年、州を陞して府と

為す」とある。

(四六) 万 萊州府志 卷一 沿革。

(四七) 「太祖実録」 卷一。嘉 青州府志 卷一 沿革。万 萊州府志 卷一 沿革に「洪

武九年、濰州を降して県となし萊州府に改隸す」とあるが、「太祖実録」によれ

ば濰州の降県は、洪武十年五月とある。

(四八) 「太祖実録」 卷一。万 萊州府志 卷一 沿革。

(四九) 「分野書」 卷八、万 即墨縣志 卷二 地理、明史 卷四十一 志一七。

(五〇) 註(一〇六)に同じ。

(五一) 「太祖実録」 卷一百。

(五二) 「分野書」 卷八。

(五三) 「分野書」 卷八、万 萊州府志 卷一 沿革、乾隆 萊州府志 卷一、寶宇通

に併入され、二十二年正月に復置されているから、領県四となる。

(五四) 「元史」 卷五十八 志。

(五五) 嘉 山東通志 卷二 建置、万 萊州府志 卷一 沿革。

- (一五六) 註(四七)に同じ。
- (一五七) 註(一五)に同じ。
- (一五八) 註(五四)に同じ。
- (一五九) 「太祖実録」卷一、百六。
- (一六〇) 「元史」卷五十八志、「分野書」卷八、膠州。
- (一六一) 嘉「青州府志」卷一、建。置沿革。
- (一六二) 註(五九)に同じ。
- (一六三) 「分野書」卷八、膠州。
- (一六四) 「元史」卷五十八志、「分野書」卷八、膠州。
- (一六五) 註(四六)に同じ。
- (一六六) 嘉「山東通志」卷三、建、順治「登州府志」卷二、康熙「蓬萊県志」卷一、道光「蓬萊県志」卷一、廢置。
- (一六七) 註(四六)に同じ。「分野書」卷八、登州府。
- (一六八) 註(五九)・(一六六)に同じ。「分野書」卷八、登州府。
- (一六九) 「分野書」卷八、萬「萊州府志」卷一、沿、嘉「山東通志」卷三、建、康熙「登州府志」卷二、置沿革下。
- (一七〇) 註(九)に同じ。
- (一七一) 「分野書」卷八、登州府。
- (一七二) 同右。
- (一七三) 「元史」卷五十八志、「分野書」卷八、登州府。
- (一七四) 註(四六)に同じ。
- (一七五) 註(六六)に同じ。
- (一七六) 註(七二)に同じ。
- (一七七) 註(四六)に同じ。
- (一七八) 註(一六)に同じ。
- (一七九) 「元史」卷五十八志、「分野書」卷八、寧海州。
- (一八〇) 註(四六)に同じ。
- (一八一) 順治「登州府志」卷二、康熙「登州府志」卷二、嘉「山東通志」卷三、建、「分野書」卷八、寧海州。
- (一八二) 註(一六)に同じ。
- (一八三) 「分野書」卷八、寧海州。
- (一八四) 「元史」卷五十八志による。但し、萬「東昌府志」卷三、地理は山東東西道に属すとある。
- (一八五) 「元史」卷五十八志、「分野書」卷八、東昌府。
- (一八六) 萬「東昌府志」卷二、地理、嘉「山東通志」卷三、建、康熙「堂邑県志」卷一、建、置沿革、二、康熙「臨清州志」卷一、建には「洪武辛丑、東昌路を改めて府となす」とあるが、洪武に辛丑の年はない。
- (一八七) 道光「博平県志」卷一、歲運譜。
- (一八八) 「太祖実録」卷四、萬「東昌府志」卷二、地理志、嘉「山東通志」卷三、建、置沿革下。
- (一八九) 国民「館陶県志」卷一、地理志。
- (一九〇) 「分野書」卷九、冠県。
- (一九一) 同右書卷八、東昌府。
- (一九二) 「太祖実録」卷九、十二。
- (一九三) 註(九)に同じ。
- (一九四) 「分野書」卷八、東昌府。
- (一九五) 「太祖実録」卷五、洪武三年三月の条に、「山東按察司僉事吳彤言。博平・清平・夏津・朝城・觀城・范・館陶七県、戸少く地隘し、附近の州県に併入せんことを乞う。之に従う」とある。しかし、博平ら七県の県志、すなわち、道光、

(二〇二) 註(二〇)に同じ。
(二〇三) 註(一八九)に同じ。
(二〇四) 註(二〇)に同じ。

(二四) 注(一八)に同じ

(二五) 註(一〇)に同じ。

嘉靖
「山東通志」

嘉靖「高唐州志」

下革
治順
武城

(二〇八) 註(二六)に同じ。

曆萬
「恩鼎志」

卷十
「太祖實錄」
(三二〇)

卷八
「分野書」
(三二)
高唐

(三三) 註(一〇)に同じ。

(二三) 註(七五)に同じ。

(二四) 註(二九)に同じ。

元史 卷五十一

靖嘉
山東通志

（三七）「太祖実録」十二

分野書

分野書

(三) 註(三)に同じ。

西道に願すとす

熙寧
焦台陽志

なり、のちまた

に「至元八年、濟

熙熙「魚台鼎志」卷二沿革表に「至元十二年、また、済州を任城に立つ。今の済寧州なり。のち、また州を罷め、府治を徙す」とあり、また万「兗州府志」卷一沿革志に「至元八年、済寧治を任城に還す。因りて済州を罷めて州治をもって総管府

註(二〇)に同じ。
註(二六)に同じ。
註(二〇)に同じ。
註(二六)に同じ。

註(二〇)に同じ。
 曆万「恩鼎志」
 輿地卷一。
 沿革表

嘉靖「山東通志」卷三建置沿革下

嘉靖「高唐州志」卷三地理紀、光緒「高唐州志」卷一沿革表。嘉靖「山東通志」卷三建置沿革。

下革、治順「武城県志」沿革卷一は「洪武初め」とする。

註(二六)に同じ。

曆方「恩鼎志」輿地卷一。

「太祖実録」十卷
「恩県志」奥地沿革
「恩県志」沿革

「分野書」卷八 高唐州

註(三〇)に同じ。

註(七五)に同じ。

註(三〇九)に同じ。

嘉慶
卷三
一
元史
一
地理
一
分野
書
漢州

靖
卷四、五
卷二
卷九。

「太祖實錄」十三卷
「東昌府志」卷一
沿革
分野書
濰州

分野書
卷九
統疆沿革志

分野書
漢州
萬
卷
乾
卷二

方域志は山東東
隆・東平州志
沿革志・沿革志
兗州府志
曆記(三)に同じ。但し

[illegible]

熙寧、元祐の間に、河合が主としてあり、三万「近州」を卷一
沿革表に、至元十二年　また、漢州を伯城に立へ、今の漢寧州

「至元八年、齊寧台を壬戌二還す。因りて齊州を罷りて州治をうつて慈寧府なり。のちまた小を罷め、府治を徙す」とあり。また「曆 齊小府志」沿革志

となす」とあって、すでに済州が元末に廃せられたとする。

(三三) 「元史」卷五十八 志、「分野書」卷九 卷一〇 兗州府・卷二十二 弘治「徐州志」首 治「徐州志」卷一 輿地。

(三四) 康「濟寧州志」卷一 建置沿革 同右。

(三五) 康「分野書」卷九 卷一〇 兗州府・卷二十二 同右。

(三六) 「明史」卷四十一 志十七。「分野書」卷二十二 卷二十三 同右。

(三七) 康「山東通志」卷之二十三 卷之二十四 卷之二十五 同右。

(三八) 康「兗州府志」卷一 卷二 卷三 同右。

(三九) 康「單県志」卷一 卷二 卷三 同右。

(四〇) 康「分野書」卷九 卷一〇 兗州府・卷二十二 同右。

(四一) 康「濟寧州志」卷一 卷二 卷三 同右。

(四二) 康「兗州府志」卷一 卷二 卷三 同右。

(四三) 康「單県志」卷一 卷二 卷三 同右。

(四四) 康「分野書」卷九 卷一〇 兗州府・卷二十二 同右。

(四五) 康「山東通志」卷之二十三 卷之二十四 卷之二十五 同右。

(四六) 康「兗州府志」卷一 卷二 卷三 同右。

(四七) 康「單県志」卷一 卷二 卷三 同右。

(四八) 康「分野書」卷九 卷一〇 兗州府・卷二十二 同右。

(四九) 康「濟寧州志」卷一 卷二 卷三 同右。

(五〇) 康「兗州府志」卷一 卷二 卷三 同右。

(五一) 康「單県志」卷一 卷二 卷三 同右。

(五二) 康「分野書」卷九 卷一〇 兗州府・卷二十二 同右。

(五三) 康「山東通志」卷之二十三 卷之二十四 卷之二十五 同右。

(五四) 康「兗州府志」卷一 卷二 卷三 同右。

(五五) 康「單県志」卷一 卷二 卷三 同右。

(五六) 康「分野書」卷九 卷一〇 兗州府・卷二十二 同右。

(五七) 康「濟寧州志」卷一 卷二 卷三 同右。

年」と「明史」(洪武二年)とでは、相違することを指摘。

(三三) 註(二)に同じ。

(三四) 同右。

(三五) 同右。

(三六) 同右。

(三七) 同右。

(三八) 同右。

(三九) 同右。

(四〇) 同右。

(四一) 同右。

(四二) 同右。

(四三) 同右。

(四四) 同右。

(四五) 同右。

(四六) 同右。

(四七) 同右。

(四八) 同右。

(四九) 同右。

(五〇) 同右。

(五一) 同右。

(五二) 同右。

(五三) 同右。

(五四) 同右。

(五五) 同右。

(五六) 同右。

(五七) 同右。

すでに曹州より濟南府へ改属になったことが記されているから、ここでは禹城県の改属を、曹州が降県になった洪武四年としておく。

- (三二) 「分野書」 卷二十二、「竇宇通志」 卷七十三、嘉「山東通志」 卷二建、方「兗州府志」 卷一、置沿革上、曆「兗州府志」 沿革志

- (三三) 「太祖実録」 卷九、東平州「分野書」 卷九、「竇宇通志」 卷七十三、乾「東平州志」 卷二、道「東平州志」 卷二、方域は、洪武八年とする。
方域志 光「東平州志」 考 沿革表は、洪武八年とする。
(三四) 註(九)に同じ。

- (三五) 「太祖実録」 卷一百。「太祖実録」は城武とするが、「分野書」 卷二十二は成武とする。これについて、康熙「城武県志」 卷之一上 輿に「尚宝、印を鑄するに、誤りて土を加えて城武となす」とある。

- (三六) 「太祖実録」 卷一百。
(三七) 「分野書」 卷二十二、濟寧府

- (三八) 註(一〇)に同じ。

- (三九) 註(三七)に同じ。

- (四〇) 註(三三)に同じ。

- (四一) 註(三七)に同じ。

- (四二) 註(一〇)に同じ。

- (四三) 註(三七)に同じ。

- (四四) 註(一〇)に同じ。

- (四五) 註(三八)に同じ。

- (四六) 註(三八)に同じ。

- (四七) 註(三九)に同じ。

- (四八) 註(四〇)に同じ。

- (四九) 註(四〇)に同じ。

- (五六) 註(四〇)に同じ。

- (五七) 註(四五)に同じ。

- (五八) 註(四六)に同じ。

- (五九) 註(一〇)に同じ。

- (六〇) 註(三八)に同じ。

- (六一) 註(四四)に同じ。

- (六二) 註(四六)に同じ。

- (六三) 註(一〇)に同じ。

- (六四) 註(三四)に同じ。

- (六五) 註(一〇)に同じ。

- (六六) 註(三六)に同じ。

- (六七) 註(三六)に同じ。

- (六八) 註(一六)に同じ。

- (六九) 註(一〇)に同じ。

- (七〇) 註(三三)に同じ。

- (七一) 註(一〇)に同じ。

- (七二) 註(三六)に同じ。

- (七三) 「元史」 卷五十八 地理一、

- (七四) 「分野書」 卷一〇、萬「兗州府志」 卷一、

- (七五) 註(三三)に同じ。

- (七六) 「分野書」 卷一〇、

- (七七) 註(一〇)に同じ。

- (七八) 註(三三)に同じ。

- (七九) 「元史」 卷五十八 地理一、但し、乾隆「東平州志」 卷二 方域は、「元、山東東西道

に属す」とする。

(三八四) 「元史」卷五十八志、「分野書」卷九、東平州。

(三八五) 「寰宇通志」卷七十三、万「汶上県志」卷一、方域。

(三八六) 「寰宇通志」卷七十三、康「壽張県志」卷一、沿革、嘉「山東通志」卷二、建、置沿革下。

万「兗州府志」卷一、沿革。

(三八七) 註(二四三)に同じ。

(三八八) 「分野書」卷九、嘉「山東通志」卷二、建、万「兗州府志」卷一、康「東平州志」卷一、沿革。

(三八九) 「太祖実録」卷一百、「寰宇通志」卷七十三、嘉「山東通志」卷二、建、万「兗州府志」卷一、沿革。

兗州府志」沿革志は洪武十四年とする。

(二九〇) 「分野書」卷九、東平州。

(二九一) 註(二八六)に同じ。

(二九二) 註(二八九)に同じ。

補註

(一) 註(一〇)に同じ。

付記 本稿は昭和四十九年度文部省科学研究費補助金(一般研究D)による研究成果の一部である。